

山形県公司

平成31年2月26日(火) 第3023号

毎週火・金曜日発行

次

			<u>~~</u>				
		告	示				
(○国土調査の成果の認証				(農村計	画課)	135
	○農用地利用配分計画の認可						… 同
(○森林病害虫等のまん延を防止するため	の命令の予定…			(林業振	興課)	137
(○森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒	駆除命令の予定・		(庄内総合支	庁森林整	備課)	… 同
(○道路の区域の変更			(最上総合支	庁建設総	務課)	138
(○事業の認定					(策課)	… 同
()同			(同)	139
(○都市計画事業の変更の認可				(下水)	道 課)	…141
(○開発行為に関する工事の完了			(村山総	合支庁建	築課)	… 同
		公	告				
(○県営住宅入居者の一般公募			(古内公	公 古 庁碑	· 筑 細 \	🗐
	○一般競争入札の公告····································						
	J €1				(; /HJ/	110
		 告	 示				
山Ŧ	· 原告示第106号						
	国土調査法(昭和26年法律第180号)第1	9条第2項の規定	ミにより、次のとは	おり国土調査の	つ成果を記	忍証し	た。
	平成31年2月26日						
			山形県知事	吉村	美	栄	子
1	調査を行った者の名称						
	上山市						
2	調査を行った期間						
	平成28年4月1日から平成30年3月15	日まで					
3	国土調査法第18条の規定により送付が	あった地図及び	簿冊の名称				
	上山市地籍図及び地籍簿						
4	調査地域						
	長清水一丁目、長清水二丁目、長清水	三丁目及び石堂	の各一部				
5	認証年月日						
	平成31年2月15日						

山形県告示第107号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計 画を次のとおり認可した。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	2者	山形市辻29番1ほか5筆
上山市	7者	上山市牧野字中道213番ほか30筆
寒河江市	19者	寒河江市字入倉282番ほか44筆
河 北 町	3者	西村山郡河北町西里字次部橋5544番ほか3筆
西川町	3者	西村山郡西川町大字原字東221番1ほか33筆
村 山 市	23者	村山市大字西郷字名取北62番1ほか55筆
尾花沢市	14者	尾花沢市大字延沢字中古殿228番ほか80筆
金 山 町	1者	最上郡金山町大字飛森字日当沢386番1ほか2筆
舟 形 町	3者	最上郡舟形町長沢字野320番ほか27筆
大 蔵 村	1者	最上郡大蔵村大字清水字下川原1194番1ほか7筆
戸沢村	1者	最上郡戸沢村大字名高字中島1917番1ほか1筆
米 沢 市	1者	米沢市大字川井字道下1576番ほか26筆
南陽市	4者	南陽市砂塚字東川前542番 2 ほか28筆
川西町	3者	東置賜郡川西町大字大塚字鬼神西502番ほか25筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字西字墓ノ窪172番ほか2筆
白鷹 町	8者	西置賜郡白鷹町大字高玉字権現堂二1567番 6 ほか48筆
飯 豊 町	5者	西置賜郡飯豊町大字添川字筒メキ沢5548番ほか13筆
鶴岡市	56者	鶴岡市上藤島字村西111番ほか402筆
三川 町	8者	東田川郡三川町大字横内字荒田92番ほか20筆
庄 內 町	31者	東田川郡庄内町余目字六人塚261番ほか178筆
遊佐町	3者	飽海郡遊佐町北目字畑23番ほか13筆

2	認可年月日
	平成31年2月19日

山形県告示第108号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 区域及び期間

- (1) 区 域 山形県下一円
- (2) 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 森林病害虫等の種類
 - (1) 松くい虫
 - (2) 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類
- 3 行うべき措置の内容

2の森林病害虫等(以下「松くい虫等」という。)が付着している伐採木等(松くい虫等の駆除を行ったものを除く。)の移動(森林病害虫等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。)を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の森林において松くい虫等の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫等が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第109号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 区域及び期間

			区域	期	間
市	町	名	大 字 名 又 は 町 名	/y 1	旧刊
佐白	畄	+	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び	平成31年4月	1日から
鶴		市	湯野浜	平成31年6月	月28日まで
酒	田	市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺 新田、黒森、広岡新田及び浜中	同	上
遊	佐	町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同	上

- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕(森林病害虫等防除法施行規則(昭和25年農林省令第35号) 第1条に規定する基準に従い行うものに限る。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他必要な事項
 - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を 記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
 - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から平成31年3月29日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。

- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部 又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の 額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年2月26日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂子沢小又釜渕線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
最上郡真室川町大字大沢字大向山 同 水上山	外34国有林70林班よ小班から 外8国有林79林班る小班まで	旧	27.5 メートル く 8.0	480	メートル
同	上	新	52.5 メートル く 9.0	410	メートル

山形県告示第111号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

小国町

2 事業の種類

道の駅白い森おぐに敷地保全事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩四地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

道の駅白い森おぐに敷地保全事業(以下「本件事業」という。)は、借地である道の駅駐車場敷地の一部を取得し、道の駅敷地の保全を行う事業であり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である小国町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

道の駅白い森おぐには、起業者が設置する道の駅であるが、道の駅としてだけでなく、小国町の指定緊急

第3023号

避難所にも位置付けられ、土砂・洪水・地震等の自然災害発生時の一時避難所として地域防災機能をも有す る施設となっていることなどから、住民にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、道の駅白い森おぐにの駐車場敷地を保全するための事業であり、起業地は現在借受けている が、借受けに係る契約期間が満了し、期間の更新がなされない場合は、駐車場の一部が使えなくなるため、 円滑な施設運営や観光振興、指定緊急避難所としての地域防災機能等に大きく支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、道の駅としての本来の機能だけでなく、小国町における観光振興の拠点施設とし ての機能や、災害発生時における避難場所としての機能など、住民にとって重要な機能が将来にわたり安定 的に確保されることになるものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既設の道の駅駐車場敷地を保全するための事業であり、新たな駐車場建設のための工事等は 行われない。

よって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、既設の道の駅駐車場敷地を保全するための事業であり、既設の道の駅駐車場を利用し、新た な駐車場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、 社会的、技術的及び経済的な面等から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得 られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地 は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ (3)のイで述べたように、道の駅白い森おぐには、道の駅としてだけでなく、小国町の指定緊急避難所に も位置付けられ、土砂・洪水・地震等の自然災害発生時の一時避難所として地域防災機能をも有する施設と なっていることなどから、住民にとって必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認め られる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められ る。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収 用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論
 - (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断され

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

小国町産業振興課

山形県告示第112号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成31年2月26日

> 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

小国町

2 事業の種類

横根スキー場保全及び安全確保事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩三地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

横根スキー場保全及び安全確保事業(以下「本件事業」という。)は、借地である横根スキー場敷地の一部を取得し、横根スキー場敷地の保全を行う事業及び横根スキー場の安全を確保するためのアクセス路を整備する事業であり、それぞれ土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である小国町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

横根スキー場は、「小国町スキー場の設置及び管理に関する条例」に基づき、町民の冬期スポーツ・レクリエーションの普及振興と町の観光振興を図るため、起業者が設置したスキー場であり、町民にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、横根スキー場敷地のうち、ペアリフト敷地の一部としてこれまで借地として使用してきている土地を取得し敷地を保全するための事業及びスキー場の安全を確保するためのアクセス路を整備する事業である。起業地のうち現在借地している土地については、借受けに係る契約期間が満了し、期間の更新がなされない場合は、スキー場の一部が使えなくなるため、円滑な施設運営や観光振興、指定緊急避難所としての地域防災機能等に大きく支障をきたすこととなる。また、起業地のうちアクセス路を整備する土地については、ハーフパイプ・ファミリーゲレンデとリフト乗り場との間にある土地であるが、現在は林地となっており人が通れないため、ハーフパイプ・ファミリーゲレンデの利用者がリフト乗り場へ行くには駐車場を通って行くしか方法がないことから、利用者の安全確保及び利便性に支障を来たしている状況である。

本件事業の施行により、スキー場施設の安全確保が図られるほか、隣接している道の駅と一体となった運営を行うことで、観光振興や地域振興の拠点施設としての地域に対する役割を十分に発揮することが可能となると認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業の起業地のうち借地部分は、既設のスキー場敷地を保全するための事業であり、既設のスキー場敷地を利用し、新たなスキー場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面等から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、起業地のうちアクセス路として整備する部分は、ハーフパイプ・ファミリーゲレンデとペアリフト乗り場との間にある土地であり、ハーフパイプ・ファミリーゲレンデからリフト乗り場及び管理棟へのアクセス路としてはこの土地を利用する以外にないことから、当該地を起業地とすることが最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ (3)のイで述べたように、横根スキー場は、「小国町スキー場の設置及び管理に関する条例」に基づき、町 民の冬期スポーツ・レクリエーションの普及振興と町の観光振興を図るため起業者が設置したスキー場であ り、町民にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、その横根スキー場敷地のうち、ペアリフト敷地の一部としてこれまで借地として使用している土地を取得し敷地を保全するほか、スキー場の安全を確保するためのアクセス路を整備するための事業で

あり、スキー場施設の安全確保が図られるほか、隣接している道の駅と一体となった運営を行うことで、観光振興及び地域振興の拠点施設としての地域に対する役割を十分に発揮することが可能となるものである。 以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

小国町産業振興課

山形県告示第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 施行者の名称

天童市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 天童公共下水道(最上川流域下水道(山形処理区)天童市流域関連公共下水道)
- 3 変更の内容

設計の概要の変更

4 事業施行期間

昭和61年5月27日から平成33年3月31日まで

山形県告示第114号

次の開発行為は、完了した。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成31年1月31日 指令村総建第278号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字野田字三ツ屋浦724番1、706番4、722番2、702番5、702番6、722番、759番、760番

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市大字野田724番地

株式会社 丸市運送

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

亩 瞅 声声 10 <u>[</u>[<u>1</u>= ĪΠ̈́ ĪĒ <u>1</u>= <u>[</u> <u>1</u>= 10 ĪΠ̈́ ĪΠ 擂 の家賃 金 尔 当 額 に相当 \equiv 10 敷 က 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 田 27,700 300 000 300 500300 009 200 300100 700 800 35, 30, 34, 34, 45, 45, 26, 33, 33, 30, 32, 日000, 田 000 900 000 500200 500 900 800 500 100 009 200 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 24, 28, 29, 30, 26, 26, 27, 29, 29, 39, 39, 23, 賃 収入が139,000円 | を超え158,000円 | 以下の者 000 300 300 000 200 400000 200 400 700 800 009 21, 25, 26, 23, 24, 26, 25, 20, 25, 23, 34, 34, 出000 009 500 700 400 500900 300 000 100700 400 009 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 21, 18, 23, 20, 23, 22, 30, 18, 22, 22, 20, 30, 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 ₩ 17,800 300 009 700 700 900 900 200 000 500 800 700 16, 17, 15, 19, 19, 20, 8, 20, 20, 26, 26, 収入が 104,000円 以下の者 14,10017,000 17,000 17,90017,50017,300 400 500 400 000 200 009 15, 13, 15, 16, 23, 23, 特定目的用 (身障者用) 般用 尔 \blacksquare 聚 <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u> ĪĒ ĪΠ ĪΠ ĪĒ 10 \times 1 募 数 \mathfrak{C} Ŋ $^{\circ}$ 4 Ŋ 公戸 1戸当たり 住戸専用 面 積 平方メートル 55.7 61.061.09 D D $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ 容 51. 51. 54. 63. 64. 63. 59. 69. 69. | 化形式 \times \times \times 型 О ĪĒ <u>1</u>п′ <u>1</u>п′ О <u>[</u>[[ĪΠ̈́ <u>1</u>п \Box ĪĒ 10 <u>1</u>п \boxplus 飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2 : がね町 1-1 士見町 -118 訲 9 島岡市朝暘町 (- 25 原字... -14型 回 1 က $^{\circ}$ 田市若国 目1-1 -91採 在 10 <u>1</u>п り票 10 ハ2 21 Ш Ш 鶴1 币 鑩 [回民 酒丁 ĪĒ 匝门 ĪĒ [[] <u>1</u>п′ 住宅の名称等 |東部アパー | 号 川南アパー 号 鳥海アパー 号 こがね住宅 原アパー 遊佐アパー こがねア/ 3号 苓 ₩ \oplus 疶 <u>[[</u> 地形 导 中 中 河 東 下 1 __ 柘 \mathfrak{C} $^{\circ}$ $^{\circ}$ 崇 匠一 <u>[</u>[[] 回身 <u>i</u> 10 ĺΠ 10 匠一

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
 - (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
 - (2) 募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から申込順に選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成31年2月26日から同年3月29日までの午前10時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送の場合は、平成31年3月29日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 - 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
 - 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県財務会計システム運用管理業務の調達 について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日時 平成31年4月10日 (水) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県財務会計システム運用管理業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成34年4月30日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち平成31年5月分から平成32年3月分までの11箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち同年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち同年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と同年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成31年2月 8日付け県公報第3018号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去3年以内に、都道府県財務会計事務全般に係る基幹システムの運用管理業務を履行した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課企画指導・システム担当 電話番号023(630)3070
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

日本語及び日本国通貨

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成31年3月28日(木)午後3時までに山形県会計局会計課企画指導・システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類、2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)並びに競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
 - (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Operation management for Yamagata Prefectural Financial Accounting System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A. M April 10, 2019
- (3) Contact point for the notice: Planning, Guidance and System Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3070

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年2月26日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
 - (2) 日時 平成31年4月9日 (火) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 1,260,000キログラム
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成32年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
 - (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成31年2月 8日付け県公報第3018号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当するものを除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の 規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成31年3月12日(火)午前10時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (3) 契約書に記載する契約金額における消費税率は8%とするが、消費税率等の改正があった場合には、変更契

約を締結するものとする。

- (4) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 1, 260,000 kg
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 9, 2019
- (3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 990-0711 Japan TEL 0237 (74) 3207

